

医療的ケア児に対する施策について

1 趣旨

医療的ケア児の支援については、平成28年の児童福祉法の改正により、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るように努めることとされ、墨田区においても、障害福祉総合計画に位置付けて庁内連携会議を設置するなど、支援の推進を図っている。また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）が令和3年6月に制定されたことにより、地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとされ、区としても支援に関する施策を推進していくこととしている。以下、これまでの取組と今後の方向性を示した。

2 医療的ケア児の定義について

「医療的ケア」とは

人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為をいう。

「医療的ケア児支援法第2条第1項」

「医療的ケア児」とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

「医療的ケア児支援法第2条第2項」

3 医療的ケア児の人数について

医療的ケア児の人数：55人

（令和3年5月27日現在区としての把握人数）

4 これまでの経過

平成28年

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）」

「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知。以下この項目において「通知」という。）

改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6の規定が平成28年6月3日公布され、地方公共団体に対し、保健、医療、障害福祉、教育等各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定（児童福祉法第56条の6第2項・本規定は公布日施行）される。同日の通知により、関連分野ごとに医療的ケア児の支援の体制の確保を図り、連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいくものとしている。

平成31、令和元年

「墨田区特別支援教育推進計画」策定

医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の受入れに当たっての支援体制を構築するための検討を行っていく。

「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日文科省初等中等教育局長通知）

特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について示されている。

「墨田区医療的ケア児に関する庁内連携会議」設置

改正法に医療的ケア児の支援体制が示されたことを受け、庁内に設置する。

「墨田区医療的ケア児に関する協議会」発足

医療的ケア児に関する施策形成の参考とするため、専門家や障害児施設関係者、行政による協議会を発足させる。

令和2年

「墨田区子ども・子育て支援総合計画 令和2年度～令和6年度」策定

様々なサポートが必要な子どもとその家族の支援として、医療的ケア児の受入れ対策等について推進していく。

令和3年

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」

(厚生労働省～令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

医療的ケア児の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所での受入れに当たり、必要となる基本的な考え方や留意事項等が示されている。

「墨田区障害福祉計画【第6期】及び障害児福祉計画【第2期】」策定

(第5期墨田区障害者行動計画と併せ墨田区障害福祉総合計画として一体的に策定)

基本指針に定める成果目標の一つとして「障害児支援の提供体制の整備等」が国から示されており、「医療的ケア児に関する協議会」の継続実施や医療的ケア児に関するコーディネーターとの連携について示している。

「医療的ケア児支援法(令和3年法律第81号)」(令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

令和3年9月18日施行予定である。

5 各所管の取組状況

障害福祉所管

- 「墨田区医療的ケア児に関する庁内連携会議」及び「墨田区医療的ケア児に関する協議会」の事務局は、障害者福祉課が担っている。
- 重症心身障害児(者)等介護者支援事業
医療的ケアを受けている重症心身障害児(者)等の家庭に看護師等を派遣し、一定時間家族に代わってケアを実施している。令和2年4月から通所または通学が可能な方についても対象としている。
- 移動支援事業
障害児又は障害者が、外出が困難な場合に外出時の移動を支援する人(ヘルパー)を派遣している。令和2年10月から医療的ケアを必要とする方もヘルパーの資格等条件付きで対象としている。
- 障害児通所支援に係る重症心身障害児の通所給付決定において、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態にある児童だけではなく、医療的ケア児も含めることにしている。

保健衛生担当所管

- 出産・子育て応援事業(ゆりかご・すみだ事業)
専門職により面接を実施し、必要な支援を行っている。

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
新生児及び生後120日以内の乳児に対し訪問指導を実施しているほか、各種健康診査等を実施している。
- 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業
区の保健師による状況調査のうえ、ご家族に対し、都の看護師による看護技術の指導や療育相談を実施している。
- 障害児歯科相談事業（ひかり歯科相談）
すみだ福祉保健センター内「ひかり歯科相談室」において、障害児及びご家族を対象に、歯科医師や歯科衛生士が口腔機能の維持に必要な処置及び助言を行っている。

子ども・子育て支援部所管

- 保育園等での受入れについて
現在は、本人の状況や設備の環境及び人的要因等の状況を考慮し、個別の対応としている。
- 区内保育園における医療的ケア児の対応について
「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」等に基づき、医療的支援を含めた医療的ケア児の受入れ及び支援に対する基本的な考え方を整理し、具体的方策の検討を行っている。

教育委員会所管

- 就学相談事業
医療的ケア児の一人一人の障害や特性等を総合的に勘案して就学先や支援内容を就学相談委員会で検討し、これを基に保護者との合意形成を図り就学先等を決定している。
- 公立学校における医療的ケアの対応について
小・中学校等において、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」に基づき、医療的ケア児の受入れ及び支援に対する基本的な考え方を整理し、具体的方策の検討を行っていく。

6 今後の方向性

- 関係所管と情報共有を図りながら、「医療的ケア児支援法」の基本理念に基づく具体的な方策を検討し、今後とも庁内連携会議の中で施策を推進していく。
- 墨田区としての方策をまとめるに当たり、今後の施策推進のため、医療的ケア児に関する協議会より意見の聴取などを行っていく。
- 具体的施策の展開については、庁内連携会議での連携を踏まえつつ、所管ごとに関連法令、国からの通知、ガイドライン等に基づき、計画等に考え方を反映させ、施策の実施、推進を図っていく。